

## ワッセナー協定V S L技術の取り扱い問題 規制品目番号国際化の一視点

### 1. 国際化議論の概略

本稿は、規制品目番号国際化に関して、新しい視点を提示しようというものです。そこで初めに、現在までの議論の概略をまとめておきます。

番号国際化の問題は古くは 2003 年度の経団連要望でも提起されていますが、広く認識されたのは 2006 年度の CISTEC 要望書からと思います。その後、日機輸・日本貿易会なども加わり要望が重ねられ、また産構審からも同様の提言が行われました。

それらの提言では、番号国際化の必要性、すなわち国際レジーム・諸外国と我が国政省令の番号体系が異なることのマイナスについて、おおむね次の論点が挙げられています。

- ・海外子会社の管理指導における不便
- ・海外取引先との照会における不便
- ・安保理 1540 号決議に基づく海外との政府間提携における不便

国側も検討に応じ、2010 年には「政省令—EU 規制リスト対比表」を HP に発表。更に CISTEC からは EU 規制リストを参考にした項番体系具体案も示されましたが、国側は政省令上での EU 型番号の採用は困難ということで、現行政省令の番号体系は残したままとし、代わりに番号の読替表を示し、EU 型番号による通関申告を認める方針で応えています。

### 2. 本稿の提示する視点

これまでの議論は主として、出来上がった法令を使う際の不便、すなわち「使う側」の視点で行われています。

本稿はこれに加えて、「(法令を) 作る側」も今の番号体系のままでは大変なのではないかという問題を提起したいと思います。

一民間人が「作る側を気取る」ことを僭越に感じられる方もありましようから、ひとつ釈明をしておきます。(ここからお話する例は、非常に入り組んで分かりにくいと思いますので、何なら飛ばし読みして下さい。「ややこしくてかなわん」と実感いただければ十分です。)

リスト規制改正案に対する意見募集があると私は、国際レジームの条文を併読するのですが、そのたびに条文の対応箇所を捜すのに苦労しています。

たとえば「甲」という省令に対応するワッセナー協定 (WA) の条項「 $\alpha$ 」を見つけても、「甲」と「 $\alpha$ 」の内容が一致しないことがしばしばです。よくよく調べると、「 $\alpha$ 」の中に BL (Basic List) 品、SL (Sensitive List) 品、VSL (Very Sensitive List) 品が混在しているのが理由と分かったりします。

このうち SL 品は、省令で「甲」のすぐそばに、告示貨物のための細目「乙」として掲載されているので、探すのはさほど難しくありません。問題は VSL 品です。VSL 品は輸出令別表第 1 の 15 項 (省令 14 条) 扱いなので、別のページを参照しなければならず、「甲」「乙」と 14 条を一度に頭に入れて内容を検討するのは、ちょっとした難事業です。

更にいやらしいのはソフトの規制です。「 $\alpha$ 」規制の貨物に関連するソフトの規制 (ここでは「 $\beta$ 」と呼ぶ) の中に VSL 指定部分 (« $\beta$  1») とそうでない部分 (« $\beta$  2») が混在しているケースがあります。しかも VSL ソフトだからといって、関係する貨物は VSL だけとは限りません。つまり省令「甲」や「乙」の関連ソフトであっても「 $\beta$  1」の規制対象の可能性があるのであります。

技術の規制は、更にもう一段いやらしい。仮に「 $\alpha$ 」貨物関連の技術規制を「 $\gamma$ 」とすると、そこにも VSL 指定部分 (« $\gamma$  1») とそうでない部分 (« $\gamma$  2») が混在していることがあります。そして「 $\gamma$  1」の中に「ソフトの開発技術」が含まれていて「 $\beta$  1」・「 $\beta$  2」の開発技術が両方とも VSL 指定だったりすることもあるのです。

こうなると、どこまでが VSL ソフト・技術に対応する外為令 15 項 (省令 27 条) なのか判断は困難を極めます。

私も政省令改正の意見募集のたびにこういう作業を繰り返し、改正作業に携わる方々の御苦勞を (ほんの少しですが) 理解しているつもりです。


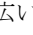



「使う側」の一人として私個人は、「読替表があれば十分」とは思いませんが、それにもまして「きちんとした読替表など作れるのだろうか」という気持ちがするほど、「作る側」の負荷は大きいのです。コンピュータならば、どれほど項番をシャッフルしようと、何も考えずにトレースするでしょう。しかし生身の人間は、そうはいきません。正直言いました、これではいつ事故が起こっても不思議でないと思います。

### 3. VSL 技術の省令上の扱い

実は事故は起こっていました。

VSL 指定のソフト・技術が省令で正しく 27 条で扱われているかを概観したのが次頁の表 1 です。複数のカテゴリで事故が発生していることが分かります。

【表1】 V S L 指定WAソフト／技術規制への省令対応状況（総括表）

WA		貨物等省令	
Category	VSL 指定の規制条項	評価	備考
1 (先端素材)	1.E.1	×	一部が 17 条で扱われている  <a href="#">附録2</a>
2 (材料加工)	なし	—	
3 (電子)	なし	—	
4 (計算機)	なし	—	
5-1 (通信)	5.D.1.a 及び 5.E.1.a。但し VSL の記述と BL の記述が不整合	評価不能	VSL の方が BL より対象範囲広い。  <a href="#">附録1</a> WA に修正を求めるべきものと考えます。
5-2 (セキュリティ)	なし	—	
6 (センサ／レーザー)	6.D.1	×	一部が 22 条で扱われている  <a href="#">附録3</a>
	6.E.1	×	
7 (航法)	7.D.3	○	
8 (海洋)	8.D.1	×	一部が 24 条で扱われている  <a href="#">附録4</a>
	8.D.2	×	
9 (推進)	9.D.1	×	一部が 25 条で扱われている  <a href="#">附録5</a>
	9.D.2	×	
	9.E.1	×	
	9.E.2	○	

4. 心配なのはワッセナーの VSL だけか

核原子力関連貨物の規制（輸出令別表第 1 の 2 項）について CISTEC の『輸出管理品目ガイダンス 核・原子力関連資機材』（2013 年 3 月）を見ると、333 頁に次のような記述があります。

<p><b>2 の項(41)7</b> (省令なし)</p> <p>[省令]  <b>対応する日本の省令なし。</b></p> <p>[対応する NSG のリスト]</p> <p><b>PART 2</b></p> <p>6.A.1. Detonators and multipoint initiation systems, as follows:</p> <p>a. Electrically driven explosive detonators, as follows:</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. Exploding bridge (EB);</li> <li>2. Exploding bridge wire (EBW);</li> <li>3. Slapper;</li> <li>4. Exploding foil initiators (EFI);</li> </ol> <p>b. Arrangements using single or multiple detonators designed to nearly simultaneously initiate an explosive surface over an area greater than 5000 mm<sup>2</sup> from a single firing signal with an initiation timing spread over the surface of less than 2.5 μs.</p> <p><u>Note:</u> Item 6.A.1. does not control detonators using only primary explosives, such as lead azide.</p> <p><u>Technical Note:</u> In Item 6.A.1. the detonators of concern all utilize a small electrical conductor (bridge, bridge wire, or foil) that explosively vaporizes when a fast, high-current electrical pulse is passed through it. In nonslapper types, the exploding conductor starts a chemical detonation in a contacting high-explosive material such as PETN (pentaerythritoltetranitrate). In slapper detonators, the explosive vaporization of the electrical conductor drives a flyer or slapper across a gap, and the impact of the slapper on an explosive starts a chemical detonation. The slapper in some designs is driven by magnetic force. The term exploding foil detonator may refer to either an EB or a slapper-type detonator. Also, the word initiator is sometimes used in place of the word detonator.</p> <p>6.A.2. Firing sets and equivalent high-current pulse generators, as follows:</p> <p>a. Explosive detonator firing sets designed to drive multiple controlled detonators specified by Item 6.A.1. above;</p> <p>6.C.1. High explosive substances or mixtures, containing more than 2 % by weight of any of the following:</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>a. Cyclotetramethylenetetranitramine (HMX) (CAS 2691-41-0);</li> <li>b. Cyclotrimethylenetrinitramine (RDX) (CAS 121-82-4);</li> <li>c. Triaminotrinitrobenzene (TATB) (CAS 3058-38-6);</li> <li>d. Hexanitrostilbene (HNS) (CAS 20062-22-0); or</li> <li>e. Any explosive with a crystal density greater than 1.8 g/cm<sup>3</sup> and having a detonation velocity greater than 8000 m/s.</li> </ol>
---

「対応する日本の省令なし」とはどういうことでしょうか？ 私も上記 NSG 条文に対応する記述を探しましたが見つけることができませんでした。

更に「2の項(41)7」とは何でしょう？ 2項(41)の細目は1から6までしかない筈なのに。著者はどうやら、わが国法令の規制漏れを指摘しているように思われます。ありもしない輸出令の細目番号を見出しに掲げることで、そのことに「気付いてくれ」と訴えているのではないのでしょうか？（実は私もこの年の『ガイドンス』には編集委員として名を連ねているのですが、不覚にも最近までこのくだりを見落としていました。自分の担当部分しか見ていなかったのです）

## 5. 結び

表1の成績はいささか深刻です。しかし失敗学のセオリーがいうように、問題は事故そのものよりむしろ、事故が容易に起こりうる作業環境の方にあります。

当座の対応は、本稿指摘箇所の条文を書き換えることになるのだと思います。しかしそれだけで済ましては、再び失敗学のセオリーを借用して申しますが、次の事故の下準備をしているのに等しいということになりましょう。**面倒でも番号体系にメスを入れるしかないと思います。**

民間でも事故が発生した場合もそうですが、ここはその場しのぎでない「再発防止策」が求められるところです。

さてセオリー云々は別として、現場の視点から3つ言えることがあろうと思います。

第1は、本稿の指摘箇所について検証するだけでも相当なエネルギーが必要なことです。実際に手を動かされる方は「こりゃたまらん」、「こんなことをこれからも続けるのか」という思いを抱かれるのではないのでしょうか？

第2は、本稿の指摘が氷山の一角かもしれないということです。現にVSL技術以外でも「2項(41)7」の問題が提起されていたではありませんか？ 全条文をあらためて国際レジームと対照する作業が待っているのです。（恐らくその作業が完了したときには「なぜ再度“和風”に書き換える必要があるのか？ 道路の上下水道管工事で、修理した管を地中に埋め戻すのと同じじゃないか。なぜ外に出しておいてはいけないのか？」という感慨を持たれることでしょう。ひところ「見える化」という言葉がはやりましたが、埋め戻しはまさに「見えない化」といってよいのではないかと思います。）

そして第3には、国際レジームのリスト改訂はこれからも続きます。そのたびに道路工事よろしく、掘り起こしては手を加え埋め戻す（そして今回のような問題提起があれば都度掘り起こして点検する）という作業が、これからもずっと続くのです。（賽の河原の石積のようなむなしさを感じませんか？）

以上、現行の規制品目番号体系が「作る側」にとっても不合理であり、実際に条文作成において事故が多発していることを見てきました。今後の議論の参考になれば幸いです。

<附録1> カテゴリー5-1のVSLの対象範囲の問題

[\(表1に戻る\)](#)

【BL条文】

5.D.1.a. "Software" specially designed or modified for the "development", "production" or "use" of equipment, functions or features, specified by 5.A.1.;
5.E.1.a. "Technology" according to the General Technology Note for the "development", "production" or "use" (excluding operation) of equipment, functions or features specified by 5.A.1. or "software" specified by 5.D.1.a.;
"Technology" according to the General Technology Note for the "development", "production" or "use" (excluding operation) of equipment, functions or features specified by 5.A.1. or "software" specified by 5.D.1.a.;

【SL条文】

5.D.1.a. "Software" specially designed for the "development" or "production" of equipment, functions or features, specified by 5.A.1. of this List.
5.E.1.a. "Technology" according to the General Technology Note for the "development" or "production" of equipment, functions or features specified by 5.A.1. or "software" specified by 5.D.1.a. of this List.

【VSL条文】

5.D.1.a. "Software" specially designed for the "development" or "production" of equipment, functions or features specified by Category 5, Part 1 of this List.
5.E.1.a. "Technology" according to the General Technology Note for the "development" or "production" of equipment, functions, features or "software" specified by Category 5, Part 1 of this List.

5.D.1.a. では、VSLのみが「本カテゴリー全体」を対象にしています。例えば5.B.1. 該当装置の設計・製造ソフトウェアは、BLとSLの対象ではありませんが、VSLの対象です。

5.E.1.a. についても同じことがいえます。例えば5.B.1. 該当装置の設計・製造技術はBLとSLの対象ではありませんが、VSLでは対象になります。

遡って調べたところ、WA では 2008 年から、5.D.1.a. と 5.E.1.a. のBL・SL記述が現行の内容に変更されています。ところがVSLは2007年版のまま今に至っている。すなわち当時のVSLの変更忘れが原因であろうと思います。どのように変更するのが適切か、私には分かりませんが、手を入れる必要だけは明らかであると結論します。

< 附録 2 > カテゴリー 1 の VSL ソフト・技術における省令との齟齬

[\(表 1 に戻る\)](#)

【VSL の記述】

**1.E.1** "Technology" according to the General Technology Note for the "development" or "production" of equipment and materials specified by 1.A.2 or 1.C. of this List.

【VSL の 1.E.1 に対応する省令規定】

※ 本来なら省令 2 7 条で扱われるべきところ、誤って他項番を割り当てられているものを赤で表示してあります。

WA 項番	どんなソフト/技術を対象にしているか							条文中で引用された WA 条項			引用 WA 条項に対応の省令		省令におけるプログラム/技術の規制条項							
	設計 技術	製造 技術	使用 技術	S/W 設計	設計 S/W	製造 S/W	使用 S/W	引用項番	引用品目	引用備考	引用項番	引用備考	設計 技術	製造 技術	使用 技術	プログラム 技術	設計プ ログラム	製造プ ログラム	使用プ ログラム	
1E1	○	○						1A2a	繊維成型品	1C10c/d 材料 使用	14 条一号	1C10c/d = 4 条十五号ハ・ニ	27 条 1 項 一号	27 条 1 項 一号						
1E1	○	○						1A2a	繊維成型品	1C10e 材料使 用	4 条二号イ	1C10e = 4 条 十五号ホ	17 条 1 項 二号	17 条 1 項 二号						
1E1	○	○						1A2b	繊維成型品		4 条二号ロ		17 条 1 項 二号	17 条 1 項 二号						
1E1	○	○						1C1	電波吸収材		14 条二号		27 条 1 項 一号	27 条 1 項 一号						
1E1	○	○						1C2	合金		4 条七号		17 条 1 項 三号	17 条 1 項 三号						
1E1	○	○						1C3	磁性材料		4 条八号		17 条 1 項 三号	17 条 1 項 三号						
1E1	○	○						1C4	ウランチタ ン合金 etc.		4 条九号		17 条 1 項 三号	17 条 1 項 三号						
1E1	○	○						1C5	超電導材料		4 条十号		17 条 1 項 三号	17 条 1 項 三号						
1E1	○	○						1C6	油類		4 条十一号		17 条 1 項 三号	17 条 1 項 三号						
1E1	○	○						1C7c/d	セラミック		4 条十二号 ハ(一)・ニ		17 条 1 項 二号	17 条 1 項 二号						
1E1	○	○						1C7 a/b/e/f	セラミック		4 条十二号 イロハ (二) ホ		17 条 1 項 三号	17 条 1 項 三号						
1E1	○	○						1C8	非弗素ポリマ		4 条十三号		17 条 1 項 三号	17 条 1 項 三号						

(次頁につづく)

【VSLの1.E.1に対応する省令規定】(つづき)

[\(表1に戻る\)](#)

※ 本来なら省令27条で扱われるべきところ、誤って他項番を割り当てられているものを赤で表示してあります。

WA 項番	どんなソフト/技術を対象にしているか							条文中で引用されたWA条項			引用WA条項に対応の省令		省令におけるプログラム/技術の規制条項							
	設計 技術	製造 技術	使用 技術	S/W 設計	設計 S/W	製造 S/W	使用 S/W	引用項番	引用品目	引用備考	引用項番	引用備考	設計 技術	製造 技術	使用 技術	プログラム 技術	設計プ ログラム	製造プ ログラム	使用プ ログラム	
1E1	○	○						1C9	弗素 <sup>o</sup> リマー		4条十四号		17条1項 三号	17条1項 三号						
1E1	○	○						1C10a/b/ e	繊維材料		4条十五号イ ロホ		17条1項 三号	17条1項 三号						
1E1	○	○						1C10c/d	繊維材料		4条十五号ハ ニ		17条1項 二号	17条1項 二号						
1E1	○	○						1.C.11.b /c/d	金属材料	細目aは3条で カバー済	4条十六号		17条1項 三号	17条1項 三号						
1E1	○	○						1C12b	核熱源物質	細目aは1条で カバー済	14条三号		27条1項 一号	27条1項 一号						



< 附録 3 > カテゴリー 6 の VSL ソフト・技術における省令との齟齬

[\(表 1 に戻る\)](#)

【VSL の記述】

<b>6.D.1</b>	"Software" specially designed for the "development" or "production" of equipment specified by 6.A.8., or 6.B.8. of this List.
<b>6.E.1</b>	"Technology" according to the General Technology Note for the "development" of equipment or "software" specified by 6.A., 6.B., or 6.D. of this List
<b>6.E.2</b>	"Technology" according to the General Technology Note for the "production" of equipment specified by 6.A. or 6.B. of this List.

【VSL の 6.D.1 に対応する省令規定】

※ 本来なら省令 27 条で扱われるべきところ、誤って他項番を割り当てられているものを赤で表示してあります。

WA 項番	どんなソフト/技術を対象にしているか							条文中で引用された WA 条項			引用 WA 条項に対応の省令		省令におけるプログラム/技術の規制条項							
	設計 技術	製造 技術	使用 技術	S/W 設計	設計 S/W	製造 S/W	使用 S/W	引用項番	引用品目	引用備考	引用項番	引用備考	設計 技術	製造 技術	使用 技術	プログラム 技術	設計プログラ ム	製造プログラ ム	使用プ ログラム	
6D1					○	○		6A8	レーダー		9 条十三号							22 条 1 項 四・五号	22 条 1 項 四・五号	
6D1					○	○		6B8	レーダー計 測		14 条八号							27 条 1 項 三号	27 条 1 項 三号	

【VSLの6.E.1に対応する省令規定】

[\(表1に戻る\)](#)

※ 本来なら省令27条で扱われるべきところ、誤って他項番を割り当てられているものを赤で表示してあります。

WA 項番	どんなソフト/技術を対象にしているか							条文中で引用されたWA条項			引用WA条項に対応の省令		省令におけるプログラム/技術の規制条項							
	設計 技術	製造 技術	使用 技術	S/W 設計	設計 S/W	製造 S/W	使用 S/W	引用項番	引用品目	引用備考	引用項番	引用備考	設計 技術	製造 技術	使用 技術	プログラム 技術	設計プ ログラム	製造プ ログラム	使用プ ログラム	
6E1	○			○				6A1a	音響	うち一部	14条六号		27条1項 二号							
6E1	○			○				6A1a	音響	うち一部	9条一号		22条1項 一号							
6E1	○			○				6A1b	対地速力測 定		9条二号		22条1項 一号							
6E1	○			○				6A2	光検出	細目 a1c	14条七号		27条1項 二号							
6E1	○			○				6A2	光検出	細目 b	9条四号		22条1項 一号			22条2項 二号				
6E1	○			○				6A2	光検出	上記以外	9条三・五～ 七号		22条1項 一号							
6E1	○			○				6A3	カメラ		9条八号		22条1項 一号							
6E1	○			○				6A4	光学		9条九号・九 号の二		22条1項 一号			22条1項 四～六号				
6E1	○			○				6A5	レーザー		9条十号・十 号の二		22条1項 一号			22条1項 五・六号				
6E1	○			○				6A6	磁力計		9条十一号・ 十一号の二		22条1項 一号							

6D2 ソフトの設計関連

6D1 ソフトの設計関連

(次頁につづく)

【VSLの6.E.1に対応する省令規定】(その2)

[\(表1に戻る\)](#)

※ 本来なら省令27条で扱われるべきところ、誤って他項番を割り当てられているものを赤で表示してあります。

WA 項番	どんなソフト/技術を対象にしているか							条文中で引用されたWA条項			引用WA条項に対応の省令		省令におけるプログラム/技術の規制条項								
	設計 技術	製造 技術	使用 技術	S/W 設計	設計 S/W	製造 S/W	使用 S/W	引用項番	引用品目	引用備考	引用項番	引用備考	設計 技術	製造 技術	使用 技術	プログラム 技術	設計プ ログラム	製造プ ログラム	使用プ ログラム		
6E1	○			○				6A7	重力計		9条十二号		22条1項一 号								6D1ソフトの設計関連
6E1	○			○				6A8	レーダー		9条十三号		22条1項一 号			22条1項四～六号 ・2項二号					
6E1	○			○				6B4	光学測定 装置		9条十四号		22条1項一 号								6D2ソフトの設計関連
6E1	○			○				6B7	重力計製 造装置		9条十五号		22条1項一 号								
6E1	○			○				6B8	レーダー 計測		14条八号		27条1項 三号			22条2項二号 ・27条1項五号					6D1ソフトの設計関連

【VSLの6.E.2に対応する省令規定】

[\(表1に戻る\)](#)

※ 本来なら省令27条で扱われるべきところ、誤って他項番を割り当てられているものを赤で表示してあります。

WA 項番	どんなソフト/技術を対象にしているか							条文中で引用されたWA条項			引用WA条項に対応の省令		省令におけるプログラム/技術の規制条項							
	設計 技術	製造 技術	使用 技術	S/W 設計	設計 S/W	製造 S/W	使用 S/W	引用項番	引用品目	引用備考	引用項番	引用備考	設計 技術	製造 技術	使用 技術	プログラム 技術	設計プ ログラム	製造プ ログラム	使用プ ログラム	
6E2		○						6A1a	音響	うち一部	14条六号									27条1項 二号
6E2		○						6A1a	音響	うち一部	9条一号									22条1項 二・三号
6E2		○						6A1b	対地速力測 定		9条二号									22条1項 三号
6E2		○						6A2	光検出	細目 a1c	14条七号									27条1 項二号
6E2		○						6A2	光検出	細目 b	9条四号									22条1項 二号
6E2		○						6A2	光検出	上記以外	9条三・五～ 七号									22条1項 二・三号
6E2		○						6A3	カメラ		9条八号									22条1項 二・三号
6E2		○						6A4	光学		9条九号・九 号の二									22条1項 二・三号
6E2		○						6A5	レーザー		9条十号・十 号の二									22条1項 三号
6E2		○						6A6	磁力計		9条十一号・ 十一号の二									22条1項 二・三号

(次頁につづく)

【VSLの6.E.2に対応する省令規定】(その2)

[\(表1に戻る\)](#)

※ 本来なら省令27条で扱われるべきところ、誤って他項番を割り当てられているものを赤で表示してあります。

WA 項番	どんなソフト/技術を対象にしているか							条文中で引用されたWA条項			引用WA条項に対応の省令		省令におけるプログラム/技術の規制条項							
	設計 技術	製造 技術	使用 技術	S/W 設計	設計 S/W	製造 S/W	使用 S/W	引用項番	引用品目	引用備考	引用項番	引用備考	設計 技術	製造 技術	使用 技術	プログラム 技術	設計プ ログラム	製造プ ログラム	使用プ ログラム	
6E2		○						6A7	重力計		9条十二号			22条1項 三号						
6E2		○						6A8	レーダー		9条十三号			22条1項 二・三号						
6E2		○						6B4	光学測定装置		9条十四号			22条1項 三号						
6E2		○						6B7	重力計製造装置		9条十五号			22条1項 三号						
6E2		○						6B8	レーダー計測		14条八号			27条1項 三号						

< 附録 4 > カテゴリ 8 の VSL ソフト・技術における省令との齟齬

[\(表 1 に戻る\)](#)

【VSL の記述】

8.D.1 "Software" specially designed for the "development" or "production" of equipment specified by 8.A. of this List.
8.E.1 "Technology" according to the General Technology Note for the "development" or "production" of equipment specified by 8.A. of this List.

【VSL の 8.D.1 に対応する省令規定】

※ 本来なら省令 27 条で扱われるべきところ、誤って他項番を割り当てられているものを赤で表示してあります。

WA 項番	どんなソフト/技術を対象にしているか							条文中で引用された WA 条項			引用 WA 条項に対応の省令		省令におけるプログラム/技術の規制条項							
	設計 技術	製造 技術	使用 技術	S/W 設計	設計 S/W	製造 S/W	使用 S/W	引用項番	引用品目	引用備考	引用項番	引用備考	設計 技術	製造 技術	使用 技術	プログラム 技術	設計プログラ ム	製造プログラ ム	使用プ ログラム	
8D1					○	○		8A1a	有人潜水艇		11 条一号イ							24 条 1 項二 号	24 条 1 項 二号	
8D1					○	○		8A1b	有人潜水艇		14 条九号イ							27 条 1 項 四号	27 条 1 項 四号	
8D1					○	○		8A1c	無人潜水艇		11 条一号ロ							24 条 1 項一 号	24 条 1 項 一号	
8D1					○	○		8A1d	無人潜水艇		14 条九号ロ							27 条 1 項 四号	27 条 1 項 四号	
8D1					○	○		8A1e	サルベージ装置		11 条二号							24 条 1 項二 号	24 条 1 項 二号	
8D1					○	○		8A1f	エアクション船		11 条三号イ (一)							24 条 1 項二 号	24 条 1 項 二号	
8D1					○	○		8A1g	エアクション船		11 条三号イ (二)							24 条 1 項二 号	24 条 1 項 二号	

(次頁につづく)

【VSLの8.D.1に対応する省令規定】(その2)

[\(表1に戻る\)](#)

※ 本来なら省令27条で扱われるべきところ、誤って他項番を割り当てられているものを赤で表示してあります。

WA 項番	どんなソフト/技術を対象にしているか							条文中で引用された WA 条項			引用 WA 条項に対応の省令		省令におけるプログラム/技術の規制条項							
	設計 技術	製造 技術	使用 技術	S/W 設計	設計 S/W	製造 S/W	使用 S/W	引用項番	引用品目	引用備考	引用項番	引用備考	設計 技術	製造 技術	使用 技術	プログラム 技術	設計プログラ ム	製造プログラ ム	使用プ ログラム	
8D1					○	○		8A1h	水中翼船		11 条三号ロ							24 条 1 項 二 号	24 条 1 項 二 号	
8D1					○	○		8A1i	水線面積 小設計船		11 条三号ハ							24 条 1 項 二 号	24 条 1 項 二 号	
8D1					○	○		8A2a	潜水艇部 品		11 条四号イ							24 条 1 項 二 号	24 条 1 項 二 号	
8D1					○	○		8A2b	潜水艇自 動制御装 置	うち一部 (SL指定)	11 条四号ロ							24 条 1 項 一 号	24 条 1 項 一 号	
8D1					○	○		8A2b	潜水艇自 動制御装 置	うち一部	11 条四号ハ							24 条 1 項 二 号	24 条 1 項 二 号	
8D1					○	○		8A2c	光ファイバ <sup>※</sup> 導 入用金物		11 条四号ニ							24 条 1 項 二 号	24 条 1 項 二 号	
8D1					○	○		8A2d	水中観察 装置		11 条 四 号 ホ・五号イ							24 条 1 項 二 号	24 条 1 項 二 号	
8D1					○	○		8A2e	水中写真 機		11 条五号ロ							24 条 1 項 二 号	24 条 1 項 二 号	
8D1					○	○		8A2g	水中照明 装置		11 条五号ハ							24 条 1 項 二 号	24 条 1 項 二 号	
8D1					○	○		8A2h	水中ロボット		11 条六号							24 条 1 項 一 号	24 条 1 項 一 号	
8D1					○	○		8A2i	マニピュレータ		11 条七号							24 条 1 項 二 号	24 条 1 項 二 号	
8D1					○	○		8A2j	動力装置		11 条八号							24 条 1 項 一 号	24 条 1 項 一 号	

(次頁につづく)

【VSLの8.D.1に対応する省令規定】(その3)

[\(表1に戻る\)](#)

※ 本来なら省令27条で扱われるべきところ、誤って他項番を割り当てられているものを赤で表示してあります。

WA 項番	どんなソフト/技術を対象にしているか							条文中で引用された WA 条項			引用 WA 条項に対応の省令		省令におけるプログラム/技術の規制条項						
	設計 技術	製造 技術	使用 技術	S/W 設計	設計 S/W	製造 S/W	使用 S/W	引用項 番	引用品目	引用備考	引用項番	引用備考	設計 技術	製造 技術	使用 技術	プログラム 技術	設計プログラ ム	製造プログラ ム	使用プ ログラム
8D1					○	○		8A2k	スカート、シール etc.		11 条九号イ						24 条 1 項 二 号	24 条 1 項 二号	
8D1					○	○		8A2l	浮上用ファン		11 条九号ロ						24 条 1 項 二 号	24 条 1 項 二号	
8D1					○	○		8A2m	水中翼		11 条九号ハ						24 条 1 項 二 号	24 条 1 項 二号	
8D1					○	○		8A2n	自動安定制 御装置		11 条九号ニ						24 条 1 項 二 号	24 条 1 項 二号	
8D1					○	○		8A2o,	プロペラ、消音 装置等	細目 1,2	11 条九号ホ ～リ 十号イ～ホ						24 条 1 項 二 号	24 条 1 項 二号	
8D1					○	○		8A2o	プロペラ、消音 装置等	細目 3a	11 条十号へ						24 条 1 項 一 号	24 条 1 項 一号	
8D1					○	○		8A2o	プロペラ、消音 装置等	細目 3b	14 条十号						27 条 1 項 四号	27 条 1 項 四号	
8D1					○	○		8A2p	ポンプシエツト 推進装置		11 条十号ト						24 条 1 項 一 号	24 条 1 項 一号	
8D1					○	○		8A2q	自給式潜水 具		11 条十三号						24 条 1 項 二 号	24 条 1 項 二号	
8D1					○	○		8A2r	水中活動妨 害装置		11 条十四号						24 条 1 項 二 号	24 条 1 項 二号	



【VSLの8.E.1に対応する省令規定】

[\(表1に戻る\)](#)

※ 本来なら省令27条で扱われるべきところ、誤って他項番を割り当てられているものを赤で表示してあります。

WA 項番	どんなソフト/技術を対象にしているか							条文中で引用されたWA条項			引用WA条項に対応の省令		省令におけるプログラム/技術の規制条項							
	設計 技術	製造 技術	使用 技術	S/W 設計	設計 S/W	製造 S/W	使用 S/W	引用項 番	引用品目	引用備考	引用項番	引用備考	設計 技術	製造 技術	使用 技術	プログラム 技術	設計プ ログラム	製造プ ログラム	使用プ ログラム	
8E1	○	○						8A1a	有人潜水艇		11条一号イ		24条1項 二号	24条1項 二号						
8E1	○	○						8A1b	有人潜水艇		14条九号イ		27条1項 四号	27条1項 四号						
8E1	○	○						8A1c	無人潜水艇		11条一号ロ		24条1項 一号	24条1項 一号						
8E1	○	○						8A1d	無人潜水艇		14条九号ロ		27条1項 四号	27条1項 四号						
8E1	○	○						8A1e	サルベージ装置		11条二号		24条1項 二号	24条1項 二号						
8E1	○	○						8A1f	アクション船		11条三号イ (一)		24条1項 二号	24条1項 二号						
8E1	○	○						8A1g	アクション船		11条三号イ (二)		24条1項 二号	24条1項 二号						
8E1	○	○						8A1h	水中翼船		11条三号ロ		24条1項 二号	24条1項 二号						
8E1	○	○						8A1i	水線面積小 設計船		11条三号ハ		24条1項 二号	24条1項 二号						
8E1	○	○						8A2a	潜水艇部品		11条四号イ		24条1項 二号	24条1項 二号						
8E1	○	○						8A2b	潜水艇自動 制御装置	うち一部 (SL指定)	11条四号ロ		24条1項 一号	24条1項 一号						
8E1	○	○						8A2b	潜水艇自動 制御装置	うち一部	11条四号ハ		24条1項 二号	24条1項 二号						

(次頁につづく)

【VSLの8.E.1に対応する省令規定】(その2)

[\(表1に戻る\)](#)

※ 本来なら省令27条で扱われるべきところ、誤って他項番を割り当てられているものを赤で表示してあります。

WA 項番	どんなソフト/技術を対象にしているか							条文中で引用されたWA条項			引用WA条項に対応の省令		省令におけるプログラム/技術の規制条項							
	設計 技術	製造 技術	使用 技術	S/W 設計	設計 S/W	製造 S/W	使用 S/W	引用項 番	引用品目	引用備考	引用項番	引用備考	設計 技術	製造 技術	使用 技術	プログラム 技術	設計プ ログラム	製造プ ログラム	使用プ ログラム	
8E1	○	○						8A2c	光ファイバ導入 用金物		11条四号ニ		24条1項 二号	24条1項 二号						
8E1	○	○						8A2d	水中観察装 置		11条四号ホ・五 号イ		24条1項 二号	24条1項 二号						
8E1	○	○						8A2e	水中写真機		11条五号ロ		24条1項 二号	24条1項 二号						
8E1	○	○						8A2g	水中照明装 置		11条五号ハ		24条1項 二号	24条1項 二号						
8E1	○	○						8A2h	水中ホット		11条六号		24条1項 一号	24条1項 一号						
8E1	○	○						8A2i	マニピュレータ		11条七号		24条1 項二号	24条1 項二号						
8E1	○	○						8A2j	動力装置		11条八号		24条1 項一号	24条1 項一号						
8E1	○	○						8A2k	スカート、シール etc.		11条九号イ		24条1 項二号	24条1 項二号						
8E1	○	○						8A2l	浮上用ファン		11条九号ロ		24条1 項二号	24条1 項二号						
8E1	○	○						8A2m	水中翼		11条九号ハ		24条1項 二号	24条1項 二号						
8E1	○	○						8A2n	自動安定制 御装置		11条九号ニ		24条1項 二号	24条1項 二号						

(次頁につづく)

【VSLの8.E.1に対応する省令規定】(その3)

[\(表1に戻る\)](#)

※ 本来なら省令27条で扱われるべきところ、誤って他項番を割り当てられているものを赤で表示してあります。

WA 項番	どんなソフト/技術を対象にしているか							条文中で引用された WA 条項			引用 WA 条項に対応の省令		省令におけるプログラム/技術の規制条項							
	設計 技術	製造 技術	使用 技術	S/W 設計	設計 S/W	製造 S/W	使用 S/W	引用項 番	引用品目	引用備考	引用項番	引用備考	設計 技術	製造 技術	使用 技術	プログラム 技術	設計プ ログラム	製造プ ログラム	使用プ ログラム	
8E1	○	○						8A2o	プロペラ、消音装置等	細目 1,2	11 条九号ホ～リ 十号イ～ホ		24 条 1 項 二 号	24 条 1 項 二 号						
8E1	○	○						8A2o	プロペラ、消音装置等	細目 3a	11 条十号へ		24 条 1 項 一 号	24 条 1 項 一 号						
8E1	○	○						8A2o	プロペラ、消音装置等	細目 3b	14 条十号		27 条 1 項 四 号	27 条 1 項 四 号						
8E1	○	○						8A2p	ポンプジェット 推進装置		11 条十号ト		24 条 1 項 一 号	24 条 1 項 一 号						
8E1	○	○						8A2q	自給式潜水 具		11 条十三号		24 条 1 項 二 号	24 条 1 項 二 号						
8E1	○	○						8A2r	水中活動妨 害装置		11 条十四号		24 条 1 項 二 号	24 条 1 項 二 号						

< 附録 5 > カテゴリー9 の VSL ソフト・技術における省令との齟齬

[\(表 1 に戻る\)](#)

【VSL の記述】

<b>9.D.1</b>	"Software" specially designed or modified for the "development" of equipment or "technology" specified by 9.A. or 9.E.3. of this List.
<b>9.D.2</b>	"Software" specially designed or modified for the "production" of equipment specified by 9.A. of this List.
<b>9.E.1</b>	"Technology" according to the General Technology Note for the "development" of equipment or "software" specified by 9.A.11. or 9.D. of this List.
<b>9.E.2</b>	"Technology" according to the General Technology Note for the "production" of equipment specified by 9.A.11. of this List.

【VSL の 9.D.1 に対応する省令規定】

※ 本来なら省令 27 条で扱われるべきところ、誤って他項番を割り当てられているものを赤で表示してあります。

WA 項番	どんなソフト/技術を対象にしているか							条文中で引用された WA 条項			引用 WA 条項に対応の省令		省令におけるプログラム/技術の規制条項							
	設計技術	製造技術	使用技術	S/W 設計	設計 S/W	製造 S/W	使用 S/W	引用項番	引用品目	引用備考	引用項番	引用備考	設計技術	製造技術	使用技術	プログラム技術	設計プログラム	製造プログラム	使用プログラム	
9D1					○			9A1a	航空機用ガスタービンエンジン		12 条一号イ									25 条 1 項 四号
9D1					○			9A1b	航空機用ガスタービンエンジン		12 条一号ロ									25 条 1 項 四号
9D1					○			9A2	船舶用ガスタービンエンジン		12 条二号									25 条 1 項 四号
9D1					○			9A3	ガスタービンエンジン部品		12 条三号									25 条 1 項 四号
9D1					○			9A4	宇宙用飛行体		12 条四号									25 条 1 項 四号

(次頁へつづく)

【VSLの9.D.1に対応する省令規定】(その2)

[\(表1に戻る\)](#)

※ 本来なら省令27条で扱われるべきところ、誤って他項番を割り当てられているものを赤で表示してあります。

WA 項番	どんなソフト/技術を対象にしているか							条文中で引用されたWA条項			引用WA条項に対応の省令		省令におけるプログラム/技術の規制条項						
	設計 技術	製造 技術	使用 技術	S/W 設計	設計 S/W	製造 S/W	使用 S/W	引用項番	引用品目	引用備考	引用項番	引用備考	設計 技術	製造 技術	使用 技術	プログラム 技術	設計プログラ ム	製造プログラ ム	使用プ ログラム
9D1					○			9A5	液体ロケット推進装置		12条五号						25条1項四号		
9D1					○			9A6	液体ロケット推進装置部品		12条六号						25条1項四号		
9D1					○			9A7	固体ロケット推進装置		12条七号						25条1項四号		
9D1					○			9A8	固体ロケット推進装置部品		12条八号						25条1項四号		
9D1					○			9A9	ハイブリッドロケット推進装置		12条九号						25条1項四号		
9D1					○			9A10	飛翔体関係部品		12条十号						25条1項四号		
9D1					○			9A11	ラムジェット、スクラムジェット等		14条十一号						27条1項三号		
9D1					○			9A12	無人機		12条十号の二						25条1項四号		
9D1					○			9E3a1	特殊合金製ガスタービンエンジン部品技術		27条6項一号イ						27条6項二号		
9D1					○			9E3a2	ガスタービンエンジン用燃焼器技術		25条3項二号イ						25条3項二号イ		
9D1					○			9E3a3a	有機複合材料技術		27条6項一号ロ						27条6項二号		
9D1					○			9Ea3b/c	Cat1 規制材料による複合材料の技術		25条3項二号ロ						25条3項二号ロ		

(次頁へつづく)

【VSLの9.D.1に対応する省令規定】(その3)

[\(表1に戻る\)](#)

※ 本来なら省令27条で扱われるべきところ、誤って他項番を割り当てられているものを赤で表示してあります。

WA 項番	どんなソフト/技術を対象にしているか							条文中で引用されたWA条項			引用WA条項に対応の省令		省令におけるプログラム/技術の規制条項							
	設計 技術	製造 技術	使用 技術	S/W 設計	設計 S/W	製造 S/W	使用 S/W	引用項番	引用品目	引用備考	引用項番	引用備考	設計 技術	製造 技術	使用 技術	プログラム 技術	設計プログラ ム	製造プログラ ム	使用プ ログラム	
9D1					○			9E3a4	無冷却式プレート類の技術		25条3項二 号ハ						25条3項二 号ハ			
9D1					○			9E3a5	冷却式プレート類の技術		25条3項二 号ニ						25条3項二 号ニ			
9D1					○			9E3a6	固相結合法によるプレート技術		25条3項二 号ホ						25条3項二 号ホ			
9D1					○			9E3a7	拡散接合関係の技術		25条3項二 号ヘ						25条3項二 号ヘ			
9D1					○			9E3a8	粉末冶金材料用いた部品技術		25条3項二 号ト						25条3項二 号ト			
9D1					○			9E3a11	中空ファンプレート技術		25条3項二 号ヌ						25条3項二 号ヌ			
9D1					○			9E3b	風洞型模型、複合材使用プレート類の技術		25条4項一 号・二号						25条4項一 号・二号			
9D1					○			9E3c	冷却孔の穴明加工技術		25条3項二 号ル(*)						25条3項二 号ル			
9D1					○			9E3d	ヘリの動力伝達等の技術		25条4項三 号						25条4項三 号			
9D1					○			9E3e	車両用ディーゼルエンジンの技術		25条5項一 号						25条5項一 号			
9D1					○			9E3f	高出力ディーゼルエンジンの技術		25条5項二 号						25条5項二 号			

\* 25条3項二号ルの条文に「本号ニ又は第27条第6項第一号に」とあるのは誤り。正しくは「本号イ、ニ又は第27条第6項第一号イに」。

「本号イ」は9E3a2の対応項番なので盛り込む必要あり。27条6項一号ロは9E3a3aの対応項番なので無関係、要削除。

(次頁につづく)

【VSLの9.D.1に対応する省令規定】(その4)

[\(表1に戻る\)](#)

※ 本来なら省令27条で扱われるべきところ、誤って他項番を割り当てられているものを赤で表示してあります。

WA 項番	どんなソフト/技術を対象にしているか							条文中で引用されたWA条項			引用WA条項に対応の省令		省令におけるプログラム/技術の規制条項								
	設計 技術	製造 技術	使用 技術	S/W 設計	設計 S/W	製造 S/W	使用 S/W	引用項番	引用品目	引用備考	引用項番	引用備考	設計 技術	製造 技術	使用 技術	プログラム 技術	設計プログラ ム	製造プログラ ム	使用プ ログラム		
9D1					○			9E3g	高温対応の高出力ターボエンジン の技術		25条5項三 号								25条5項三 号		
9D1					○			9E3h	FADECシステムの 技術		25条3項三 号								25条3項三 号		
9D1					○			9E3i	流路形状可変 システムの技術		25条3項四 号								25条3項四 号		

【VSLの9.D.2に対応する省令規定】

[\(表1に戻る\)](#)

※ 本来なら省令27条で扱われるべきところ、誤って他項番を割り当てられているものを赤で表示してあります。

WA	どんなソフト/技術を対象にしているか							条文中で引用されたWA条項			引用WA条項に対応の省令		省令におけるプログラム/技術の規制条項							
	設計技術	製造技術	使用技術	S/W設計	設計S/W	製造S/W	使用S/W	引用項番	引用品目	引用備考	引用項番	引用備考	設計技術	製造技術	使用技術	プログラム技術	設計プログラム	製造プログラム	使用プログラム	
9D2						○		9A1a	航空機用ガスタービンエンジン		12条一号イ								25条1項四号	
9D2						○		9A1b	航空機用ガスタービンエンジン		12条一号ロ								25条1項四号	
9D2						○		9A2	船舶用ガスタービンエンジン		12条二号								25条1項四号	
9D2						○		9A3	ガスタービンエンジン部品		12条三号								25条1項四号	
9D2						○		9A4	宇宙用飛翔体		12条四号								25条1項四号	
9D2						○		9A5	液体ロケット推進装置		12条五号								25条1項四号	
9D2						○		9A6	液体ロケット推進装置部品		12条六号								25条1項四号	
9D2						○		9A7	固体ロケット推進装置		12条七号								25条1項四号	
9D2						○		9A8	固体ロケット推進装置部品		12条八号								25条1項四号	
9D2						○		9A9	ハイブリッドロケット推進装置		12条九号								25条1項四号	
9D2						○		9A10	飛翔体関係部品		12条十号								25条1項四号	
9D2						○		9A11	ラムジェット、スクラムジェット等		14条十一号								27条1項三号	
9D2						○		9A12	無人機		12条十号の二								25条1項四号	



【VSLの9.E.1に対応する省令規定】

[\(表1に戻る\)](#)

※ 本来なら省令27条で扱われるべきところ、誤って他項番を割り当てられているものを赤で表示してあります。

WA 項番	どんなソフト/技術を対象にしているか							条文中で引用されたWA条項			引用WA条項に対応の省令		省令におけるプログラム/技術の規制条項						
	設計 技術	製造 技術	使用 技術	S/W 設計	設計 S/W	製造 S/W	使用 S/W	引用項番	引用品目	引用備考	引用項番	引用備考	設計 技術	製造 技術	使用 技術	プログラム 技術	設計プログラ ム	製造プログラ ム	使用プ ログラム
9E1	○			○				9A1a	航空機用ガスタービンエンジン	9D プログラムの技術として	12条一号イ					25条1項 五号			
9E1	○			○				9A1b	航空機用ガスタービンエンジン	9D プログラムの技術として	12条一号ロ					25条1項 五号			
9E1	○			○				9A2	船舶用ガスタービンエンジン	9D プログラムの技術として	12条二号					25条1項 五号			
9E1	○			○				9A3	ガスタービンエンジン部品	9D プログラムの技術として	12条三号					25条1項 五号			
9E1	○			○				9A4	宇宙用飛翔体	9D プログラムの技術として	12条四号					25条1項 五号			
9E1	○			○				9A5	液体ロケット推進装置	9D プログラムの技術として	12条五号					25条1項 五号			
9E1	○			○				9A6	液体ロケット推進装置部品	9D プログラムの技術として	12条六号					25条1項 五号			
9E1	○			○				9A7	固体ロケット推進装置	9D プログラムの技術として	12条七号					25条1項 五号			
9E1	○			○				9A8	固体ロケット推進装置部品	9D プログラムの技術として	12条八号					25条1項 五号			
9E1	○			○				9A9	ハイブリッドロケット推進装置	9D プログラムの技術として	12条九号					25条1項 五号			
9E1	○			○				9A10	飛翔体関係部品	9D プログラムの技術として	12条十号					25条1項 五号			
9E1	○			○				9A11	ラムジェット、スクラムジェット等	9A11 / 9D プログラムの技術として	14条十一号			27条1項 三号		27条1項 五号			
9E1	○			○				9A12	無人機	9D プログラムの技術として	12条十号の二					25条1項 五号			

(次頁につづく)

【VSLの9.E.1に対応する省令規定】(その2)

[\(表1に戻る\)](#)

※ 本来なら省令27条で扱われるべきところ、誤って他項番を割り当てられているものを赤で表示してあります。

WA	どんなソフト/技術を対象にしているか							条文中で引用されたWA条項			引用WA条項に対応の省令		省令におけるプログラム/技術の規制条項						
	設計技術	製造技術	使用技術	S/W設計	設計S/W	製造S/W	使用S/W	引用項番	引用品目	引用備考	引用項番	引用備考	設計技術	製造技術	使用技術	プログラム技術	設計プログラム	製造プログラム	使用プログラム
9E1	○			○				9B1a	プレート等の製造装置	9B 貨物関連プログラムの技術として	12 条 十一号イ					25 条 1 項 五号			
9E1	○			○				9B1b	プレート等の製造装置	9B 貨物関連プログラムの技術として	12 条 十一号ロ	25 条 1 項 二号プログラム				25 条 1 項 三号			
9E1	○			○				9B2	実時間制御解析装置	9B 貨物関連プログラムの技術として	12 条 十二号					25 条 1 項 五号			
9E1	○			○				9B3	ブラシールの製造装置	9B 貨物関連プログラムの技術として	12 条 十三号					25 条 1 項 五号			
9E1	○			○				9B4	ガスタービンエンジンの固相接合工具	9B 貨物関連プログラムの技術として	12 条 十四号					25 条 1 項 五号			
9E1	○			○				9B5	実時間制御解析装置	9B 貨物関連プログラムの技術として	12 条 十五号					25 条 1 項 五号			
9E1	○			○				9B6	音響振動試験装置	9B 貨物関連プログラムの技術として	12 条 十六号					25 条 1 項 五号			
9E1	○			○				9B7	ロケットモータ非破壊検査装置	9B 貨物関連プログラムの技術として	12 条 十七号					25 条 1 項 五号			
9E1	○			○				9B8	壁面摩擦測定器	9B 貨物関連プログラムの技術として	12 条 十八号					25 条 1 項 五号			
9E1	○			○				9B9	ガスタービンエンジン部品の製造工具	9B 貨物関連プログラムの技術として	12 条 十九号					25 条 1 項 五号			
9E1	○			○				9B10	UAV の製造装置	9B 貨物関連プログラムの技術として	12 条 二十号					25 条 1 項 五号			

【VSL の 9.E.2 に対応する省令規定】

[\(表 1 に戻る\)](#)

WA	どんなソフト/技術を対象にしているか							条文中で引用された WA 条項			引用 WA 条項に対応の省令		省令におけるプログラム/技術の規制条項							
項番	設計 技術	製造 技術	使用 技術	S/W 設計	設計 S/W	製造 S/W	使用 S/W	引用項 番	引用品目	引用備考	引用項番	引用備考	設計 技術	製造 技術	使用 技術	プログラム 技術	設計プ ログラム	製造プ ログラム	使用プ ログラム	
9E2		○						9A11	ラムジェット、スクラム ジェット等	9 A 1 1 / 9 D プ ログラムの技術と して	14 条 十 一号			27 条 1 項 三号						